三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四～八　略

（適用範囲）

第３条　この規則は、研究機構の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。

ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一～三　略

四　特定役務のうち前２号以外の調達契約　特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　略

（一般競争の公告）

第５条　略

２　経理責任者は、前項の規定により官報に公告を行うときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

３　略

（一般競争について公告をする事項）

第６条　前条第１項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～六　略

七　契約事務実施規則第７条に定める資格の申請の時期及び場所

八・九　略

２　略

３　経理責任者は、前条第１項の規定による公告において、当該経理責任者の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。

一　略

二　入札期日又は契約事務実施規則第７条に定める資格の申請の時期

三　略

（指名競争の公示等）

第７条　略

２・３　略

４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項

二　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　略

２　経理責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、第４条第３項の規定による審査の結果、当該資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項及び同条第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３・４　略

（郵便等による入札）

第９条　経理責任者は、特定調達契約につき、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書の交付）

第10条　経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

一　第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（第６条第１項第８号に掲げる事項を除く。）

二～五　略

六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

七　略

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第12条の２　経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、別に定めるところにより５年間保管するものとする。

一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

二　入札者の申込みに係る価格

三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

五　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

六　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第13条　経理責任者は、特定調達契約につき、随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、別に定めるところにより５年間保管するものとする。

（特定調達契約に関する統計の報告）

第14条の２　理事長は、農林水産省の依頼に応じ特定調達契約に関する統計を作成し、農林水産省に報告するものとする。

附　則（平成26.2.18　規則第14―６号）

１　この規則は、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

２　この規則による改正後の契約事務特例規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

独立行政法人産業技術総合研究所

◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08

政府調達事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、契約事務取扱要領（13要領第12号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定